

## 神環業第 921 号

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（平成 5 年 3 月条例第 57 号。以下「条例」という。）第 10 条の 2 の 6 の規定による勧告に従わなかつたので、条例第 10 条の 2 の 7 の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和 8 年 1 月 20 日

神戸市長 久元 喜造

## 第 38 号

(1) 違反した者の住所及び氏名

神戸市須磨区東落合 2 丁目 16-158-503

森 峰 夫

(2) 違反の日時及び場所

令和 6 年 4 月 15 日（月）午前 8 時 15 分

神戸市西区押部谷町木幡 99（クリーンステーション No. 12-362）

(3) 違反の内容

上記(2)の場所から家庭系一般廃棄物を収集し、又は運搬した行為

(4) 違反した者が使用した車両の車両番号

普通乗用自動車 神戸 583 た 61-25

## 第 39 号

(1) 違反した者の住所及び氏名

神戸市須磨区松風町 3 丁目 5 番 3-602 号

VU HUU PHOUC

(2) 違反の日時及び場所

令和 3 年 1 月 14 日（木）午前 9 時 24 分頃

神戸市須磨区菅の台 3 丁目 4（クリーンステーション No. 66-340）

(3) 違反の内容

上記(2)の場所から家庭系一般廃棄物を収集し、又は運搬した行為

(4) 違反した者が使用した車両の車両番号

第一種原動機付自転車 神戸市 26 A17180

## 第 40 号

- (1) 違反した者の住所及び氏名

神戸市中央区中島通 3 丁目 4-30

吉 田 博 之

- (2) 違反の日時及び場所

令和 4 年 1 月 17 日 (月) 午前 9 時 45 分頃

神戸市灘区篠原南町 5 丁目 7 (クリーンステーション No. 36-507)

- (3) 違反の内容

上記(2)の場所から家庭系一般廃棄物を収集し、又は運搬した行為

- (4) 違反した者が使用した車両の車両番号

自動二輪車 2 神戸 こ 57-50

## 第 41 号

- (1) 違反した者の住所及び氏名

東大阪市中鴻池町 3 丁目 6-5-808

C H E N W E N C H A O (陳 文 超)

- (2) 違反の日時及び場所

平成 28 年 12 月 20 日 (火) 午前 10 時 53 分

神戸市東灘区住吉宮町 6 丁目 (クリーンステーション No. 19-604)

- (3) 違反の内容

上記(2)の場所から家庭系一般廃棄物を収集し、又は運搬した行為

- (4) 違反した者が使用した車両の車両番号

普通貨物自動車 大阪 400 ほ 90-90